

中井町耐震改修促進計画 《概要版》

平成 29 年 3 月改定

1 計画の概要

1 計画の位置づけ・目的

中井町耐震改修促進計画（本計画）は、「建築物の耐震改修の促進に関する法律（耐震改修促進法）」に基づき、「建築物の耐震診断及び耐震改修の促進を図るための基本的な方針（国の基本方針）」、神奈川県耐震改修促進計画及び中井町地域防災計画との整合を図り、平成 22 年 3 月に策定しました。

その後、平成 23 年に東日本大震災が発生し、南海トラフ巨大地震や首都直下地震の発生が懸念される中、平成 25 年に国の基本方針及び耐震改修促進法が改正され、不特定多数や避難弱者が利用する大規模な建築物に対して耐震診断を義務付けるなど、建築物の耐震改修の促進に向けた取り組みが強化され、神奈川県耐震改修促進計画も改定されました。

本計画は、このような国や県の動向と、平成 28 年 3 月の国の基本方針の改定をふまえ、建築基準法の新耐震基準が導入された昭和 56 年 6 月 1 日以前の既存建築物の耐震化を図ることにより、建築物の地震に対する安全性の向上を計画的に促進し、今後予想される地震災害に対して町民の生命、財産を守ることを目的として、耐震化の目標、耐震改修促進に係る施策等を定めています。

2 計画期間

本計画の期間は、平成 37 年度までとします。

ただし、耐震化の数値目標は国及び県ともに平成 32 年度に設定しているため、本計画の当面の数値目標は平成 32 年度とし、目標年次には計画の検証を実施します。

3 対象とする建築物

本計画で対象とする建築物は、建築基準法において新耐震基準が施行された昭和 56 年 6 月 1 日以前に建築された建築物のうち、以下の表に示す建築物とします。

■ 対象とする建築物の種類 ■

用途区分	種類	内容
民間建築物 (住宅)	戸建住宅	戸建住宅、兼用住宅、併用住宅など
	共同住宅	共同住宅、長屋、寄宿舍、下宿など
民間特定既存耐震 不適格建築物※ (耐震改修促進法)	法第 14 条第 1 号	特定・不特定多数の者が利用する建築物
	法第 14 条第 2 号	危険物の貯蔵場または処理場等の用途の供する建築物
	法第 14 条第 3 号	地震時に通行を確保すべき道路沿いの建築物
公共建築物	町有建築物	町が所有する公共建築物で、災害時において防災上重要な役割を担う建築物または特定・不特定多数の者が利用する建築物

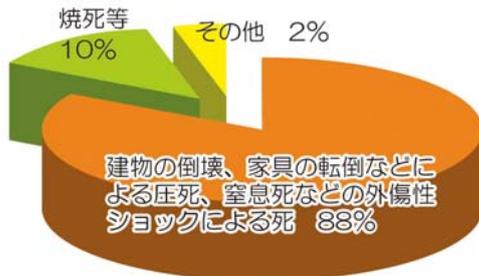
※「特定既存耐震不適格建築物」とは

耐震改修促進法で定められた用途及び規模を満たし、かつ、建築基準法等の耐震関係規定に適合していない昭和 56 年 5 月 31 日以前に新築の工事に着手した建築物のことを差します。

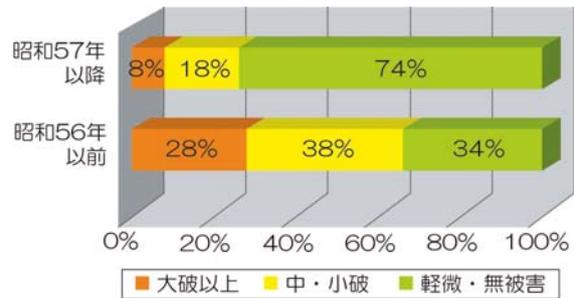
2 想定される地震・被害の状況

1 大震災からの教訓

平成7年1月に発生した阪神・淡路大震災では、地震を直接の死因とする5,502人のうち、約9割の4,831人は、家屋、家具類等の倒壊による圧迫死と思われるものでした。また、建築震災調査委員会の報告書では、昭和56年6月の建築基準法の改正によって強化された新耐震基準に基づいた建築物は、倒壊に至るような大きな被害が少なかったとされており、この傾向は、平成16年の新潟県中越地震においても顕著でした。



出典：警察白書（平成7年版）



出典：阪神・淡路大震災建築震災調査委員会報告書（平成7年）

■ 阪神・淡路大震災による死因別死者数 ■

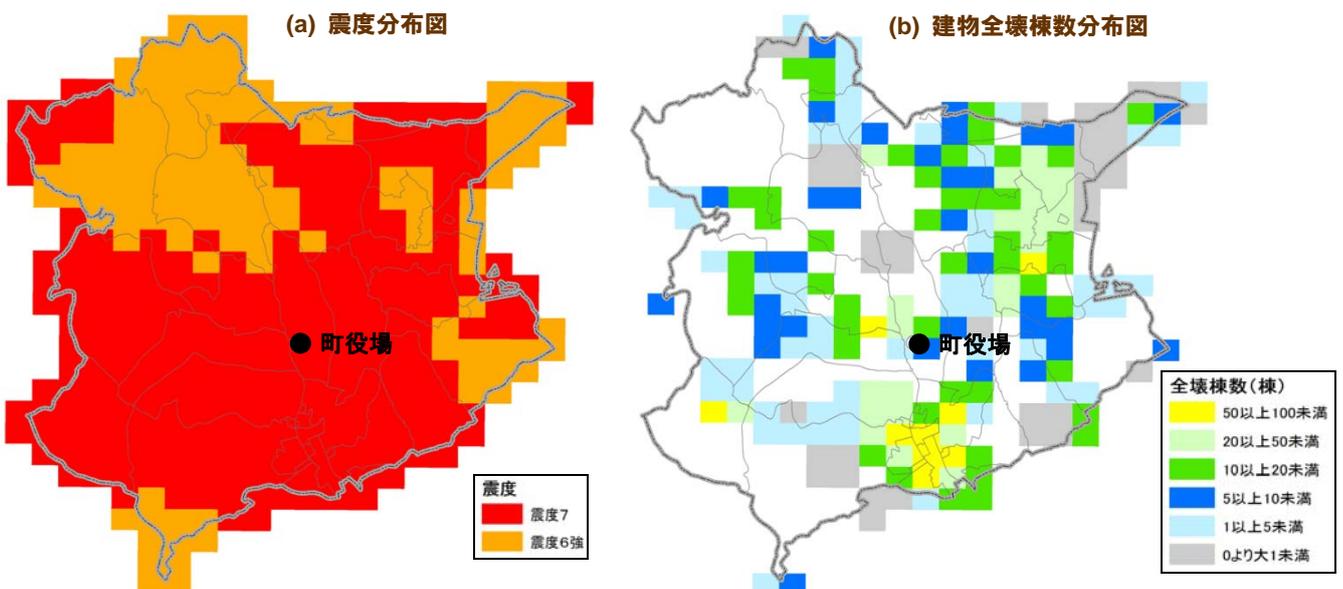
■ 阪神・淡路大震災における建築物の被害状況 ■

平成23年3月11日に発生した東日本大震災は、死者・行方不明者が約2万人に達し、全壊建築物は13万戸、26万戸が半壊しましたが、死傷者や経済的な損害の大半は津波によるものでした。

南海トラフ巨大地震、首都直下地震等の発生が懸念されている状況の中、建築物の地震に対する安全性の向上を図るため、住宅・建築物の耐震化の促進が喫緊の課題となっています。

2 神奈川県地震被害想定（平成27年3月公表）

神奈川県は、東日本大震災の後、地震被害想定を見直しました。中井町では、大正関東地震が発生した場合、最大震度7、建物全壊棟数2,220棟、死者120人と予測されています。



■ 大正型関東地震における震度・建物被害の分布図 ■

3 建築物の耐震化の目標

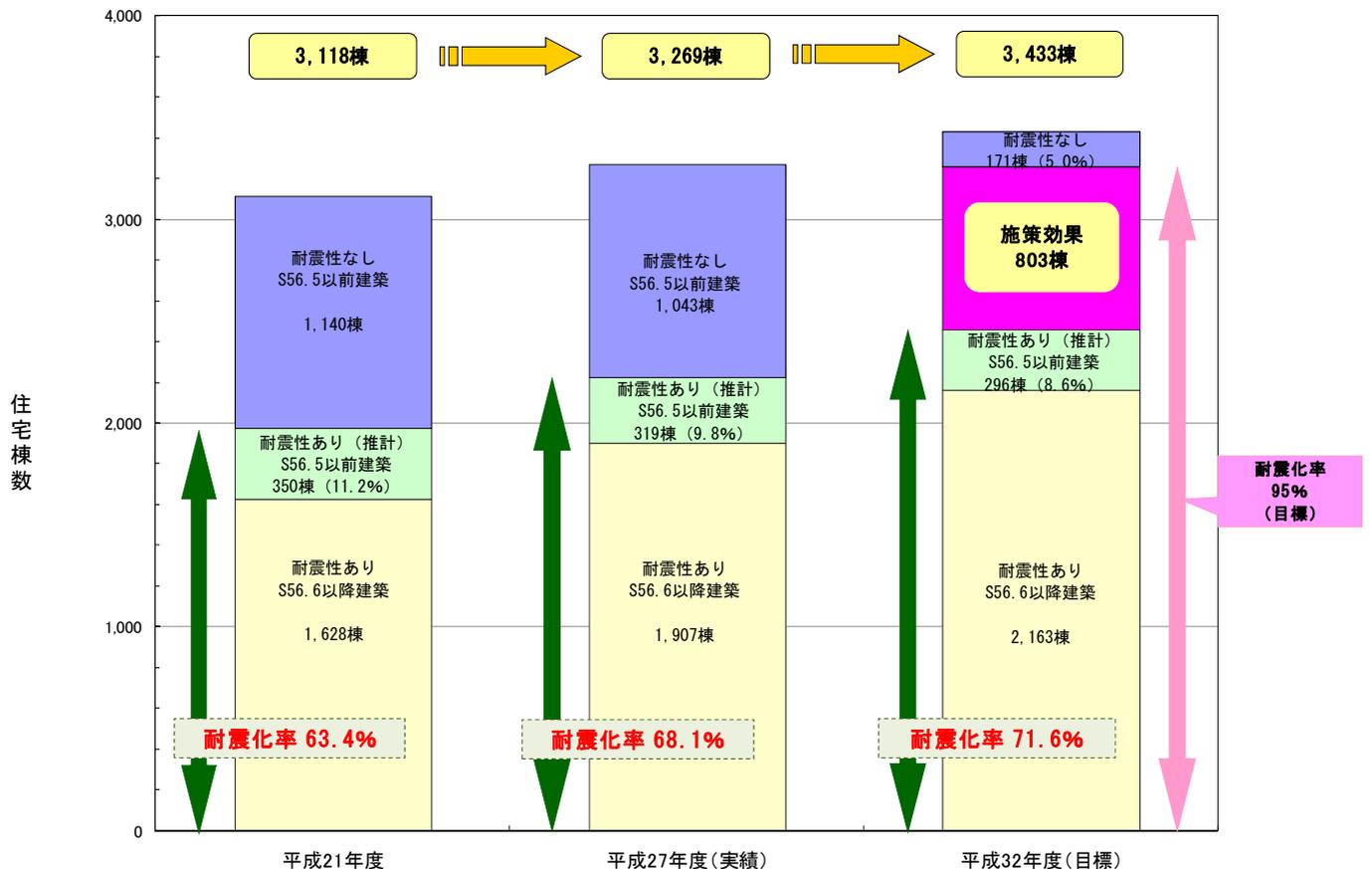
町では平成 21 年度に耐震改修促進計画を策定し、平成 27 年度までに住宅及び特定建築物等の耐震化の目標を 90%とし、耐震化の促進に努めてきました。

本計画では、新たな目標として、建築物の耐震化率の目標を平成 32 年度までに 95%とし、地震に対する安全性のさらなる向上を計画的に促進することとし、災害に強いまちづくりを進めます。

■ 建築物の耐震化率の現状と目標 ■

用途区分	種類	現状	目標 (平成 32 年度)
民間建築物（住宅）	戸建住宅、共同住宅	68.1%	95%
民間特定既存耐震 不適格建築物	特定・不特定多数の者が利用する建築物	100.0%	
	危険物の貯蔵場または処理場等の用途 に供する建築物	88.8%	
	地震時に通行を確保すべき道路沿いの 建築物	89.5%	
公共建築物	町有建築物	91.8%	

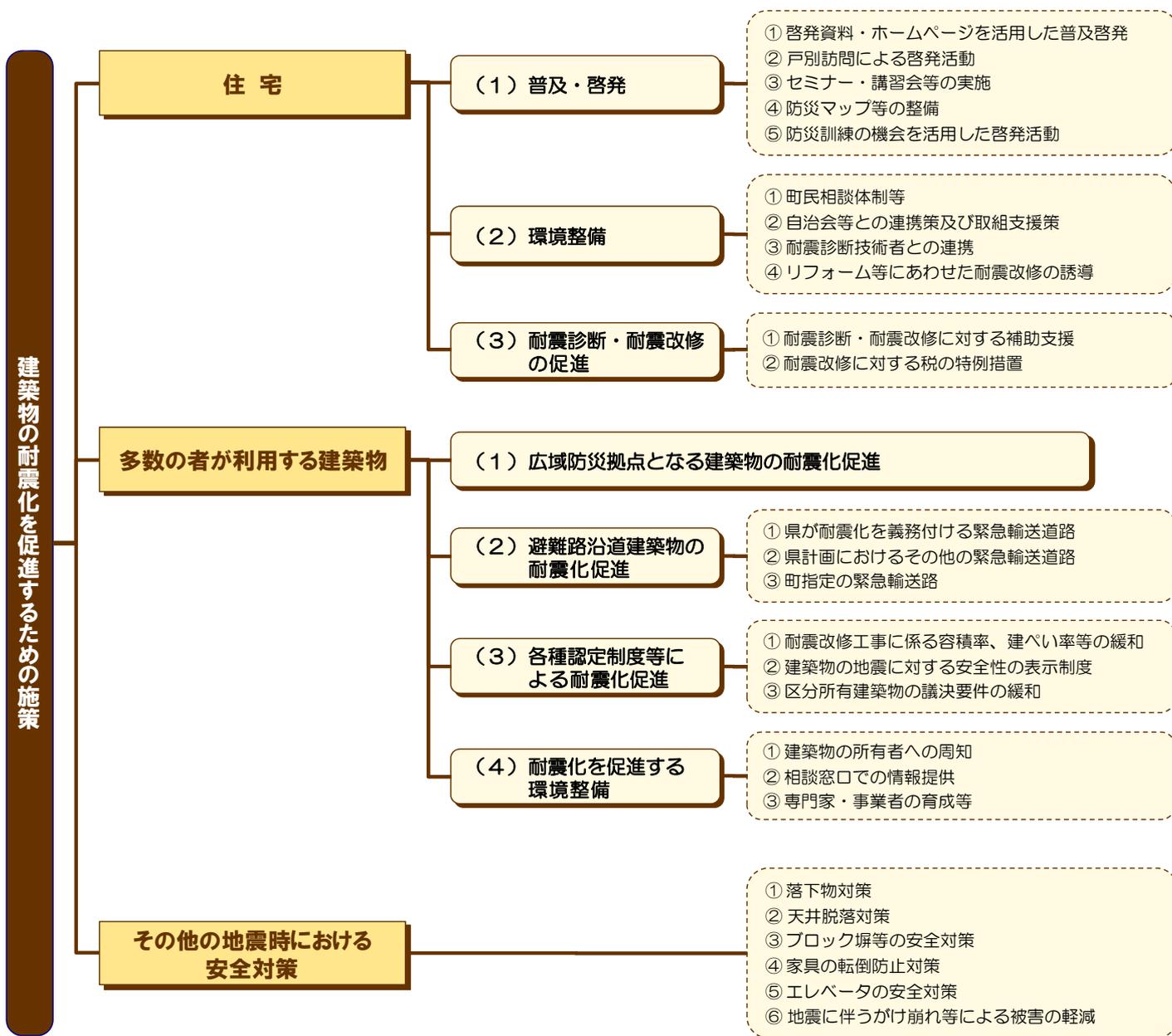
住宅については、平成 27 年度までの耐震化の目標を 90%とし、耐震化の促進に努めてきました。目標は達成できませんでしたが、今後は新たな目標に向けて耐震化を促進します。



■ 住宅における耐震化率の推移と目標 ■

4 建築物の耐震化を促進するための施策

町は、住宅及び多数の者が利用する建築物の耐震化の目標を達成するために、建築物の耐震化を促進するための施策を次のとおり定め、総合的かつ計画的に施策を展開していきます。



■ 建築物の耐震化を促進するための施策展開 ■

5 所管行政庁との連携

神奈川県耐震改修促進計画において、所管行政庁は、特定建築物について耐震診断及び耐震改修の必要性が認められる場合は、耐震改修促進法に基づく指導、助言、指示等を行うこととしていることから、町では、所管行政庁である神奈川県と連携します。